

一般社団法人厚木青色申告会 入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人厚木青色申告会（以下「本会」という。）定款第6条（会員の資格の取得）及び第8条（退会）に関する手続きを定め、適正な事務処理を図ることを目的とする。

(入会)

第2条 本会の会員になろうとするものは入会するにあたり、理事会の定めた入会申込書に次の事項を記入のうえ自署捺印を行ない、入会金を添えて提出しなければならない。

(1) 個人の会員

- ① 氏名、生年月日及び性別
- ② 自宅住所、電話番号及びファックス番号
- ③ 事業所所在地、電話番号及びファックス番号
- ④ 業種及び屋号
- ⑤ 納税地及び書類送付先
- ⑥ その他参考事項

(2) 団体(法人)の会員

- ① 団体（法人）名、代表者氏名及び役職
- ② 所在地、電話番号及びファックス番号
- ③ 事務連絡者氏名、役職、電話番号及びファックス番号
- ④ 納税地及び書類送付先
- ⑤ その他参考事項

2 本会の会費に関する規定第3条（入会金の免除）に規定するものは、前項の手続きのうち入会金は免除するものとする。

(退会)

第3条 会員は、理事会の定めた退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、会員の資格を失ったときまたは除名されたときは、この限りではない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、社員総会の議決を経て行う。

附則

この規程は、本会が一般社団法人の移行認可を受け、移行の登記をした日から施行する。